⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

①　１級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお､「これと同等以上の資格を有する者」とは、建設業法第七条第二号イ又はロに掲げる者又は同等以上の知識及び技術又は技能を有する者であること。

②　平成13年度以降に、元請として完成・引渡しが完了した上記２⑸に掲げる工事を施工した経験を有する者であること。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。)及び競争参加資格確認資料(以下｢資料」という。)の提出期限の日から開札の時までの期間に、文部科学省から「建設工事の請負契約に係る指名停止等の措置要領」(平成18年１月20日付け17文科施第345号文教施設企画部長通知）に基づく指名停止措置を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受託者（協力を受ける他の建設コンサルタント等を含む。以下同じ。)又は当該受託者と資本若しくは人事面において一定の関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

３　総合評価に関する事項

⑴　総合評価の方法　標準点を100点とする。加算点は最高30点とし、技術提案書の内容に応じ与えるものとする。なお､「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」については、入札説明書に参考として示した標準案により入札に参加する(技術提案を行わない)場合は､「工事全般の施工計画」に関してのみ加算点を算出し与える。(詳細は入札説明書による。)

⑵　評価項目及び評価基準　企業の高度な技術力「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」（要求性能を担保した上でのコスト縮減に対する提案、騒音・振動・粉塵等周辺環境への配慮、建築副産物の発生抑制・再利用・再資源化）及び「工事全般の施工計画」(施工上配慮すべき事項等の技術的所見）により評価を行い、評価点数を算出する。(詳細は入札説明書による。)

⑶　受注者の責により、採用された「ＶＥ提案とＶＥ提案に基づく施工計画」及び提案した「工事全般の施工計画」に基づく工事が実施されていないと認められる場合は、指名停止措置を行うものとする。

⑷　技術提案書に対するヒアリング　技術提案書に対するヒアリングは必要に応じて行うものとし、その場合の日時・場所等の必要事項は別途通知する。

４　入札手続等

⑴　担当部署　〒950―2181 新潟市西区五十嵐２の町8050番地　新潟大学施設管理部施設管理課総務係　電話025―262―6065

⑵　入札説明書の交付期間、交付場所及び方法　平成23年８月31日（水）から平成23年９月16日（金）までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第１条に規定する行政機関の休日（以下「休日」という。)を除く毎日９時00分から12時00分、13時00分から16時00分まで。(ただし、最終日は12時00分まで）　上記４⑴に同じ。交付に当たっては、無料とする。

⑶　申請書及び資料の提出期間、提出場所及び方法　平成23年９月１日（木）から平成23年９月20日（火）までの休日を除く毎日９時00分から12時00分､13時00分から16時00分まで。（ただし、最終日は12時00分まで)、電子入札システムにより提出すること。(詳細は入札説明書による。)

⑷　見積りを行うために必要な現場説明書、図面等の交付期間、交付場所及び方法　入札説明書と併せて交付する図面等購入申込書に従って購入するものとする。購入期間は平成23年９月７日(水)から平成23年10月７日(金)まで（詳細は入札説明書による。)。

⑸　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法　入札書は、平成23年10月31日（月）12時00分までに、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記４⑴に持参又は郵送すること（郵送による入札書の受領期限も同じ。)。電送による提出は認めない。

開札は、平成23年11月１日（火）10時00分新潟大学施設管理部において行う。

５　その他

⑴　手続において使用する言語及び通貨　日本語及び日本国通貨に限る。

⑵　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　納付。見積もる入札金額(税込み）の100分の５以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、有価証券等の提供又は銀行、契約事務等責任者が確実と認める金融機関の入札保証保険契約若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。)による契約保証の予約を受けた場合には、入札保証金の納付を免除する。

②　入札保証金の納付等（有価証券等の提供又は銀行、契約事務等責任者が確実と認める金融機関の入札保証保険契約若しくは保証事業会社（公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第２条第４項に規定する保証事業会社をいう。)による契約保証の予約を含む。以下同じ。)に係る書類（以下「書類」という。)の提出期間は、原則として、入札説明書の交付を開始した日の翌日から競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の提出期限の日とする。

③　書類の提出先は、上記４⑴とする。

④　書類の提出は、持参、郵送（書留郵便に限る。提出期間内必着。)又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。)により行うものとする。

⑤　契約保証金　納付。契約金額の100分の30以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、保険会社との間に契約事務等責任者を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合又は保険会社と工事履行保証契約（契約金額の100分の30以上）を締結し、その証書を提出する場合は、契約保証金の納付を免除する。

⑶　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載を行った者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

⑷　落札者の決定方法　あらかじめ契約を締結しようとする事項の仕様書、設計書等によって作成された予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

⑸　本工事に係る技術提案書等の提出にあたって､ＶＥ提案により施工しようとする場合は、その内容を示した技術提案書を提出すること。ただし､ＶＥ提案が適正と認められなかった場合においては、標準案により入札に参加できる。また、標準案に基づき施工しようとする場合は、標準案によって入札に参加する旨を記載すること。(詳細は入札説明書による。)

⑹　手続における交渉の有無　無。

⑺　契約書作成の要否　要。

⑻　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　無。

⑼　ＶＥ提案の採否　ＶＥ提案の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。